〔支払総額を表示する際の付記説明の表示について〕

- Q. チラシ広告(A4サイズ)の中古車について、「支払総額」を表示していますが、1台でも多く掲載 するスペースを確保するため、「価格には保険料、税金、登録等に伴う費用等が含まれている」旨の表示 は省略しても問題ないですか?
- A. 中古車に関する施行規則第6条第2項及び第3項第2号では、「支払総額」を表示する場合は、以下の ①~④の内容を表示することが定められています。したがって、「価格には、保険料、税金、登録等に 伴う費用等が含まれている」旨の表示を省略することはできません。
 - <支払総額を表示する際のポイント>
 - ①購入の際に最低限必要な全ての費用を含めた価格を「支払総額」の名称で表示すること (「支払総額」の名称を付けて表示した上で、「コミコミ価格」等の表示をすることは可能)
 - ②支払総額の内訳として、現金価格(車両価格)を表示すること
 - ③支払総額には、「保険料、税金、登録等に伴う費用が含まれている」旨を表示すること
 - ④支払総額は、「登録の時期や地域等一定の条件の下での価格である」旨を表示すること

なお、電波媒体や新聞の突き出し広告等、スペース等の関係で表示が困難な場合、②~④の表示は省略 することができます。

【正しい広告表示の例】

当店オススメ中古車



コートリ 1.5M(2WD) 支払総額 89万円* (車両価格 80万円)

■初度登録:2012年

スカーレット 1.8M (2WD) 支払総額 200万円* (車両価格 192万円)

■初度登録:2018年

ハンゾウ 1.5S (2WD) 支払総額 152万円* (車両価格 145万円)

■初度登録:2016年

支払総額には、車両価格のほか、保険料、税金、登録等に伴う費用、リサイクル預託金相当額等、購入時に 必要な全ての費用が含まれています。 支払総額は、5月現在、県内登録(届出)で店頭納車の場合の価格です。お客様の要望に基づくオプション 保険料、税金、登録等に伴う費用、リサイクル預託金相当額等、購入時に

等の費用は別途申し受けます。